

令和8年2月19日

公示第706号

電通健康保険組合
理事長 鈴木 宏美

健康保険法第47条の規定により、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金の上限を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	1, 390, 000円
健康保険料	116, 065円
介護保険料	22, 240円
子ども子育て支援金	3, 197円

以上

掲示期間	2月19日から 3月31日まで
------	--------------------